



福岡県医発第804号（地）
平成21年 7月23日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
（公印省略）

感染症発生動向調査事業におけるインフルエンザの検体検査体制の変更について

平成21年5月18日付け福岡県医発第376号（地）にて、サーベイランス体制を強化するため、当分の間、全てのインフルエンザ定点医療機関（小児科定点を含む）においても、A型陽性者の検体を提出いただくこととなった旨ご連絡しておりましたが、7月22日付けで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布され、7月24日から実施されることに伴い、全数把握が中止となり、集団発生の早期把握に重点を置く体制へ移行となることから、サーベイランス体制の強化についても7月23日をもって中止する旨、福岡県保健医療介護部保健衛生課より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

なお、今後は、感染症発生動向調査事業においては、病原体定点のみ検体を提出いただくこととなります。

また、各定点医療機関に対しましては、本会より直接通知しております。

福岡医発第801号(地)
平成21年 7月23日



各定点観測医療機関長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

インフルエンザの検体検査体制の変更について

平成21年5月18日付け福岡医発第375号(地)にて、サーベイランス体制を強化するため、当分の間、全てのインフルエンザ定点医療機関(小児科定点を含む)においても、A型陽性者の検体を提出いただくこととなった旨ご連絡し、ご協力いただいておりますが、7月22日付けで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布され、7月24日から実施されることに伴い、全数把握が中止となり、集団発生の早期把握に重点を置く体制へ移行となることから、サーベイランス体制の強化についても7月23日をもって中止する旨、福岡県保健医療介護部保健衛生課より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

なお、今後は、感染症発生動向調査事業においては、病原体定点のみ検体を提出いただくこととなります。

また、省令改正関連通知等につきましては、本会ホームページの新型インフルエンザ特設コーナー(<https://www.fukuoka.med.or.jp/>)に掲示しております。

「公印省略」

21保衛第1015号
平成21年7月23日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

インフルエンザの検体検査について

本県の保健行政の推進につきましては、日頃よりご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正を受け、21保衛第410号（平成21年5月16日付）については、平成21年7月23日をもって廃止しますのでお知らせします。

つきましては、感染症発生動向調査事業における全てのインフルエンザ定点医療機関（小児科定点を含む）への周知をお願いします。

福岡県保健医療介護部保健衛生課

感染症係 石橋

TEL 092-643-3268

FAX 092-643-3282

平成21年7月14日

保健医療介護部保健衛生課

新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する今後の県の対応について

今回、流行している新型インフルエンザ(A/H1N1)は、多くの患者が軽症のまま回復している。

現在、この新型インフルエンザ感染者は、国内外で増加しており、国内では、海外渡航歴がある事例や学校における集団感染事例以外にも、感染源が不明である事例が散発している。

このため、厚生労働省は、患者数の急激で大規模な増加をできるだけ抑制・緩和するとともに、重症患者に対する適切な医療の提供を重視した対策に切り替えることとし、医療の確保等に関する運用指針を改定した。

これらの状況を踏まえ、現在の新型インフルエンザについては、季節性インフルエンザと同程度の病原性と捉え、今後の福岡県における新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する対応について、次のとおりとする。

なお、本対応については、新型インフルエンザウイルスの病原性の増大等の状況変化により適宜見直すこととする。

1 外来体制について(7月23日以降)

- (1) 原則として全ての医療機関において行う。
- (2) 発熱患者が、産科医療機関や透析医療機関等、基礎疾患を有する者の専門外来を受診する際には、事前に電話連絡するよう呼びかける。
- (3) 医療機関は、発熱患者へのマスク着用、診療にあたる医療従事者のサージカルマスク着用等、季節性インフルエンザ対策と同様の院内感染対策を徹底する。
- (4) 現在、開設している専用外来については、医療機関における外来診療の開始に伴い廃止する。
- (5) 電話相談窓口については、医療機関へ外来診療が移行された時点で、夜間、休日等の時間外相談は中止し、通常の相談体制に戻すこととする。

2 入院体制について(7月23日以降)

- (1) 軽症患者は、原則として自宅療養とする。
- (2) 重症患者や基礎疾患を有する者等(妊婦、乳幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患、腎機能障害、免疫機能不全等)の治療で入院が必要と認められた場合は、「入院協力医療機関」の協力を得て行うこととする。

3 発生状況の監視(7月24日以降)

- (1) 学校、施設等での新型インフルエンザの集団発生を早期に把握するため、医師、学校、施設等から、同一の集団内における複数のインフルエンザ患者の発生についての連絡を受ける。
- (2) 新型インフルエンザの重症者の発生状況の把握をするため、インフルエンザと診断された入院患者のPCR検査を行う。
- (3) インフルエンザ全体の発生状況を把握するため、インフルエンザ患者定点医療機関による発生報告を継続するとともに、ウイルスの詳細な情報を収集するため、インフルエンザ病原体定点医療機関においてインフルエンザと診断された患者のPCR検査を行う。

※ インフルエンザ患者定点医療機関(198施設)

インフルエンザの発生状況を地域的に把握するため、インフルエンザを診断した場合に患者数の報告を行う医療機関

※ インフルエンザ病原体定点医療機関(21施設)

インフルエンザウイルスの詳細な情報(型別、薬剤耐性、ウイルス変異)を収集するために検体を提供する医療機関

4 社会対応

(1) 県民への呼びかけ

感染防止のため、手洗いやうがいの励行、咳エチケットの徹底などを呼びかける。

(2) 学校・保育施設等の臨時休業の要請等

- ・ 学校、放課後児童クラブ、保育所等において感染者が児童生徒である場合、必要に応じて当該児童生徒の所属するクラスの臨時休業を要請する。なお、学校等において、感染の広がりが想定される場合には、必要に応じて当該学校等の一部又は全部の臨時休業を要請する。
- ・ 通所に係る障害者施設及び介護事業所において感染者が発生した場合は、利用形態等を勘案し必要に応じて、一部又は全部の臨時休業を要請する。

5 情報提供

医療機関や市町村等に対して、適宜必要な情報を提供する。